

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	強い農業・担い手づくり総合支援交付金
補助事業等の目 標	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、交付金を交付することにより、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、施設・機械の導入の支援等及び食品流通の効率化・合理化等を推進する。
補助事業等の対 象 者	要綱別表1のⅠ及び別表1のⅡに掲げる事業実施主体
補助対象経費	要綱別表1のⅠ及び別表1のⅡに掲げるメニューにおいて実施することができる事業に係る経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	要綱別表1のⅠ及び別表1のⅡに掲げる交付率 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	平成28年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	国庫補助事業が終了する日 【終了時期が3年を超える場合の理由】 要綱に定められているため
情 報 の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	この交付金は、市が県を経由して国庫補助金の交付を受け、事業実施主体に支払う。
提 出 書 類	要綱に定める様式による書類 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

平成28年 6月22日 制定

令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 3月16日 施行）